

同 和 問 題 の 概 要

◇同和問題とは◇

日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上で結婚・就職の際の差別など、様々な不当な差別的取り扱いを受けるなどの問題があり、日本固有の人権問題です。

◇同和問題をめぐる主な動き◇

年	出 来 事	注 釈
1871年	解放令（太政官布告）	①
1922年	全国水平社創立大会	②
1951年	オール・ロマンス事件発覚	③
1961年	同和対策審議会(同対審)設置	④
1969年	同和対策事業特別措置法(同対法)施行	⑤ ※1
1975年	部落地名総鑑事件発覚	⑥
1982年	地域改善対策特別措置法(地対法)施行	⑤※2
1987年	地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地対財特法)施行	⑤※3
1996年	地域改善対策協議会意見具申	⑦
2016年	部落差別の解消の推進に関する法律施行	⑧

【注釈解説】

- ① 今まで被差別部落に住んでいた人々は、法律・制度の上では平等になったものの、国民への啓発は行われず、被差別部落に住む人々の厳しい差別は残ったままであった。
- ② 差別撤廃に向け被差別部落の人々が集結し、全国水平社が創立された。
- ③ 京都市の職員が「オール・ロマンス」という雑誌に部落の居住環境や生活実態を差別的に描写した小説を投稿した事件。部落の実態を改善しないで放置してきた市の責任が追及され、これを契機に行政施策を要求する運動が全国に広まる。
- ④ 部落問題の抜本的な解決を図るため、国は同和対策審議会を設置し、全国規模の実態調査を行い、それをもとに1965（昭和40）年に「同和対策審議会答申」を作成した。同和問題は『基本的人権に関わる課題であり、同和問題の解決は「国の責務」であり「国民的課題」である』と発表。
- ⑤ ※1～3
同対審答申を受けて生活環境の改善、社会福祉の増進、などの取組が行われ、2002（平成14）年に国策としての同和対策事業は終了。
- ⑥ 全国の被差別部落の情報が記載された「部落地名総鑑」が売買されていることが判明。
- ⑦ 同対審答申の精神を踏まえて、今後も国民が同和問題の解決に向けて努力していかなければならないとの基本認識が示される。
- ⑧ 現在も結婚や就職での差別やインターネット上での差別的書き込み等の差別がある。部落差別は許されないものであるという認識のもと、差別のない社会を実現するために、部落差別解消推進法が施行された。

～差別のない地域づくりのために～

住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして大分県内には 13 の隣保館（集会所）があります。それぞれの隣保館等では、さまざまな人権相談や、労働、福祉や健康等に関する相談を受けています。（平成 30 年度総件数 2763 件）

～大分県内の隣保館・集会所～

隣保館・集会所名	電話番号
大分市旭町文化センター	097-546-2772
中津市三保文化センター	0979-32-5082
中津市鶴居文化センター	0979-25-0514
豊後高田市隣保館	0978-24-0007
杵築市隣保館	0978-62-4799
宇佐市隣保館	0978-33-1707
豊後大野市隣保館	0974-34-3603
国東市隣保館	0978-68-1722
九重町隣保館	0973-76-2468
玖珠町人権同和啓発センター	0973-72-0886
別府市人権啓発センター	0977-23-6163
日田市北友田三丁目地区集会所	0973-23-6920
日田市京町地区集会所	0973-23-4620

～大分県内の同和問題に関する差別事例～

1998 年(平成 10 年)

九重町隣保館トイレ内で差別落書が発見される。

2012 年(平成 24 年)

九重町が管理する公衆トイレ内で差別落書が発見される。

2017 年(平成 29 年)

佐伯市に住む男性の住民票や戸籍謄本等が不正に取得される。第三者が住民票などの写しを取得した際に本人に通知する制度(本人通知制度)により発覚し、不正取得した男性は逮捕された。(同和問題に関する直接の差別事例ではありませんが、差別につながる「身元調査」の事例として掲載しています。)